

神戸圏域における病床の整備について

平成 28 年 4 月 1 日時点で、神戸圏域(神戸市で構成)において、一般病床及び療養病床について、基準病床数が既存病床数を上回っています。このため、神戸市医療専門分科会病床整備検討委員会（以下「病床整備検討委員会」という。）における審議に基づき病床配分を行います。ついては、下記の通り病床の公募を行います。（ただし、精神・結核・感染症病床は対象外です。）

1. 概要

応募の基準									
<p>応募にあたり、右の基準をすべて満たしていること</p>	<p>1 応募者は、医療法第 7 条第 1 項の規定に基づく病院、もしくは診療所の開設者又はその予定者であること。</p> <p>2 新規開設・増床を実施するための次の条件を満たしていること。</p> <p>ア 保健医療計画における圏域の重点推進方策に沿い、課題の解決に資するものであること</p> <p>イ 兵庫県地域医療構想（平成 28 年 9 月策定予定）に掲げる病床機能区分ごとの将来の病床数の実現に支障がないこと（ただしアの課題解決を優先するべき場合は除く）</p> <p>ウ 応募者が十分な資力を有し、病床整備に係る具体的な資金計画があること</p> <p>エ 移転・増築等で土地取得を伴う場合は、具体的な取得計画があること</p> <p>オ 病床整備に伴う人員確保の計画があること</p> <p>3 平成 30 年 3 月 31 日までに次表に定める許可を得られること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">得るべき許可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①病院又は診療所の新規開設のための病床配分</td> <td>医療法第 7 条第 1 項に基づく開設許可 （診療所にあつては、これに加えて医療法第 7 条第 3 項に基づく診療所病床設置許可）</td> </tr> <tr> <td>②無床診療所の有床化のための病床配分</td> <td>医療法第 7 条第 3 項に基づく診療所病床設置許可</td> </tr> <tr> <td>③病院又は診療所の既存病床の増床のための病床配分</td> <td>医療法第 7 条第 2 項又は第 3 項に基づく病床数変更許可</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：特段の理由なく上記期限を過ぎた場合は、病床の返還を求められます。また、病院開設等の許可の日から 6 ヶ月以内に着工しない場合は、当該病院開設等の許可の取下げ及び配分された病床の返還を求められます。</p>	区 分	得るべき許可	①病院又は診療所の新規開設のための病床配分	医療法第 7 条第 1 項に基づく開設許可 （診療所にあつては、これに加えて医療法第 7 条第 3 項に基づく診療所病床設置許可）	②無床診療所の有床化のための病床配分	医療法第 7 条第 3 項に基づく診療所病床設置許可	③病院又は診療所の既存病床の増床のための病床配分	医療法第 7 条第 2 項又は第 3 項に基づく病床数変更許可
区 分	得るべき許可								
①病院又は診療所の新規開設のための病床配分	医療法第 7 条第 1 項に基づく開設許可 （診療所にあつては、これに加えて医療法第 7 条第 3 項に基づく診療所病床設置許可）								
②無床診療所の有床化のための病床配分	医療法第 7 条第 3 項に基づく診療所病床設置許可								
③病院又は診療所の既存病床の増床のための病床配分	医療法第 7 条第 2 項又は第 3 項に基づく病床数変更許可								

病床整備の方針

<神戸市として重点的に配分する病床機能>

兵庫県地域医療構想において不足している病床機能（回復期機能）、救急医療、小児(救急)医療、周産期医療、4 疾病対策(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)

※神戸圏域の医療状況や地域医療構想を踏まえ、現在不足している病床及び将来的に不足が想定される病床に重点配分する。

<その他の重視する事項>

- 在宅療養支援病院・地域包括ケア病棟の整備など、在宅療養支援にかかる医療機関の確保に資するもの
- 地域性への配慮（地勢・人口動態・周辺医療機関との連携など）
- 高度医療、メディカルクラスターの形成に資するもの

2. 手続き

- (1) 募集期間 平成 28 年 8 月 22 日(月曜)より随時
- ・事前ヒアリングを行いますので、応募を予定している場合はあらかじめ平日 9 時～12 時、13 時～17 時の間に電話連絡で日程調整の上、地域医療課までご来庁願います。
 - ・応募者多数の場合、早期に配分上限数に達する可能性がありますので、応募を検討されている方は、平成 28 年 10 月 31 日(月曜)までに地域医療課までご連絡ください。
- (2) 提出書類 事前ヒアリング後、下記①～③の書類をそれぞれ 3 部提出してください。
- ①病床整備計画書 プレゼンテーション調書 (神戸圏域)
 - ②病床配分にかかる病院開設計画書
病床配分にかかる病院増床計画書
病床配分にかかる診療所病床設置 (増床) 計画書 のいずれか
 - ③それぞれの計画書に必要な添付書類
- ※提出書類につきましては、事前ヒアリングの際にお渡しします。
※様式は、神戸市ホームページからもダウンロードできます。
<http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/health/beds/koubo.html>
- (3) 問合せ先 神戸市保健福祉局健康部地域医療課 (神戸市役所 1 号館 6 階)
電話：078-322-5246 (直通)
- (4) その他 病床整備検討委員会で、病床整備計画に関するプレゼンテーションを行っていただきます。(日程等は未定)
- (5) 注意事項 今回提出された計画については、病床整備検討委員会において病床配分に関する審議に基づき配分されます。その後、病院開設・増床許可等の事前協議手続により計画全体について、神戸市医療専門分科会で審査されます。

3. その他留意事項

- ・病床配分にあたり、申請数より少ない(配分不可も含みます)病床配分となる場合がありますが、あらかじめご了承ください。
- ・配分された病床に対しては、医療法第 7 条第 5 項に定める許可の際に、同法に基づき、特定の医療を提供するよう条件を付することがあります。
- ・病床整備検討委員会では、①医療監視における指導・指摘事項への対応状況、②過去の病床整備における配分の有無及び事業計画の遂行状況、③都市計画法(※1)、国土利用計画法、都市再開発法、農地法等関係法令との調整が求められる場合の調整状況、④構造設備及びその有する人員についての厚生労働省の定める要件との適合性についても、審査の対象となります。
(※1)特に市街化調整区域において既存施設の移転・建替え・増築等を行う場合は、一定の条件を満たす必要がありますのでご注意ください。
- ・平成 15 年度以降に医療施設近代化施設整備事業補助金を受けた病院については、応募前に、増床の可否について、兵庫県健康福祉部健康局医務課と協議してください。

(参考) 神戸圏域における平成 28 年 4 月 1 日現在の病床数

	基準病床数 A	既存病床数 B	過不足 B-A
一般・療養病床	15,600	15,244	△356